

◎危機管理指針は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況、国や文部科学省の法改正、判断基準等により改正することがある。

2020.4.27段階  
改正 2020.8.20段階  
改正 2021.5.7段階  
改正 2021.9.24段階  
改正 2022.4.1段階

改正 2020.6.3段階  
改正 2021.3.29段階  
改正 2021.9.9段階  
改正 2021.12.15段階

レベル	研究活動	授業(講義・演習・実習)	学生の課外活動	事務体制	会議等(研修、説明会を含む)	出張	学外者
0 通常	○制限なし	○対面授業(通常通り)	○制限なし	○通常通り	○制限なし	○制限なし	○制限なし
1 新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類(以下北海道におけるレベル分類という。)で札幌市が0または1である場合	○感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、学生・院生・教員(研究助手を含む)以下、研究室関係者という。)は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないことを確認しながら、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○感染拡大防止対策を行い、原則、対面授業を実施する。 ○原則、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに準じた座席配置とする。ただし、一部教室についてはその限りではない。 ○前項の基準で実施困難な科目についてはオンライン授業を実施する場合がある。	○感染防止に最大限配慮した上で、申請・承認をもって活動を許可する。	○各部署は、感染拡大に最大限配慮して、通常と同様の範囲の業務を行う。	○感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。 オンライン会議やメール会議等の導入も並行する。 ○会場の1/2の定員を目安とする。 ○間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置する。	○緊急事態宣言の対象地域、および感染拡大・観察注意地域への出張禁止。 ○それ以外の地域については感染拡大防止に最大限配慮して行う。	○感染拡大に最大限の配慮をして、学外者の訪問に対応。
2 北海道におけるレベル分類で札幌市が2相当である場合	○感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、研究室関係者は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないことを確認しながら、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○感染防止対策を行い、原則、対面授業を中心に実施する。 ○原則、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに準じた座席配置とする。ただし、一部教室についてはその限りではない。 ○前項の基準で実施困難な科目についてはオンライン授業を実施する場合がある。	○感染防止に最大限配慮した上で、感染リスクの低い活動のみ申請・承認をもって許可する。	○各部署は、感染拡大に最大限配慮して、通常と同様の範囲の業務を行う。 ○一部の職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。 ○混雑を避けるための時差出勤を推奨する。	○感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。 オンライン会議やメール会議等の導入を推奨する。 ○会場の1/2の定員を目安とする。(教室の場合最大120人とする。) ○間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置する。	○緊急事態宣言の対象地域、および感染拡大・観察注意地域への出張禁止。 ○それ以外の地域については必要最小限とし、感染拡大防止に最大限配慮して行う。	○本学関係者以外について、不要不急の訪問を自粛するよう要請。 ○対面が必要な場合は、感染拡大に最大限の配慮をして、最少人数、できる範囲で短時間とする。 ○オンラインでの面談を推奨する。
3 ①北海道におけるレベル分類で札幌市が3相当であり、北海道知事から、まん延防止等重点措置が発令され、平日の自宅待機その他の行動規制に関する要請があった場合、または②本学関係者の罹患が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合	○感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、研究室関係者は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になり現場での滞在時間を減らす。 ○可能な限り自宅での研究活動を推奨する。	○授業は、原則、感染状況に応じてオンライン中心、もしくは対面とオンラインを併用する。 ○一部の授業(演習・実験・実習科目等)について感染拡大対策を十分行ったうえで、対面で行う。 ○オンライン授業を受講するために、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合は、感染拡大対策を十分行ったうえで使用を認める。 登校した学生を把握する。	○対面での活動を原則禁止するが、公式大会、ミーティングなど一部の対面活動のみ申請・承認をもって許可することがある。ただし、都道府県知事からの要請内容や大学の判断によっては、対面での活動が全面禁止となる場合がある。	○各部署は、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。 ○一部の職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。 ○混雑を避けるための時差出勤を推奨する。	○オンライン会議やメール会議等の実施を中心とする。 ○会場の1/2の定員を目安とする。(教室の場合最大100人とする。) ○間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置する。	○緊急事態宣言の対象地域、および感染拡大・観察注意地域への出張禁止。 ○それ以外の地域については必要最小限とし、感染拡大防止に最大限配慮して行う。	○本学関係者以外について、不要不急の訪問を自粛するよう要請。 ○オンラインでの面談を推奨する。
4 北海道におけるレベル分類で札幌市が4相当であり、国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域とした場合	○研究室関係者のうち教員(事情によっては大学院生、卒業研究に係わる学部学生も)のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることとなる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の教員 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体室素の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する教員	○授業は原則、オンラインで実施する。 ○免許・資格に関わる実験・実習科目、学外実習に関わる科目、その他本学の設備を使用しなければ成立しない授業等については、感染予防の対策を行った上で、対面授業等の実施を認める。 ○オンライン授業を受講するために、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合及び図書館資料が必要な場合は、感染拡大対策を十分行ったうえで使用を認める。登校した学生を把握する。	○対面での活動を原則禁止し、非対面での活動のみ許可する。	○各部署は、大学機能を最低限維持するための業務のみ行う。 ○多くの職員に対して時短勤務、在宅勤務を要請し、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。 ○混雑を避けるための時差出勤を推奨する。	○オンライン会議やメール会議等の実施を中心とする。 対面が必要な場合は、感染拡大防止に最大限配慮して概ね10人以下で行うこととする。	○原則禁止	○原則として、本学が認めた者以外の立入を禁止する。
5 ①北海道におけるレベル分類で札幌市が4相当である場合、または②大学を閉鎖せざるを得ない場合	○大学機能を最低限維持するため、当該学科主任あるいは研究科主任の許可の下、生物の世話、液体室素の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する教員(研究室関係者)のみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制とする。	○全ての授業を休講とする。	○全面禁止とする。	○大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。	○会議等は延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、オンライン会議又はメール会議により実施する。	○禁止	○立入を全面禁止とする